

夜間に急患26人 でも「休息」扱い

医師「宿日直」の実態 働き方改革に逆行



「宿日直許可がおりた後も、宿直のときは毎回多くの救急患者を診ている」と話す男性医師＝8月、枝松佑樹撮影

酷暑が続いていた8月と受け入れを断られた。上旬の夕方、東日本にある救急病院に勤める40代の男性医師は、もう一人の医師と翌朝9時までの宿直に入った。

午後8時前、尿管結石の合併症で腎臓に炎症を起した高齢女性が救急車で運ばれて来た。敗血症性ショックを起こす恐れがあった。すぐ専門治療が必要と判断し、近くの病院3カ所に1時間かけて電話したが、「夜なので医師を呼び出せない」

医師の「宿日直」とは

- ・夜間や土日、病院に待機し、入院患者を見回り、救急患者にも対応
- ・労基署が許可すれば、労働時間として扱わず、手当の減額も可能

許可基準は

- ・少数の軽症患者への問診など「軽度または短時間の業務」に限る
- ・救急患者、出産などの対応はめったにない
- ・ベッドがあり、夜は十分に眠れる

実際にはこんなケースも

宿日直で多くの救急患者を診る、睡眠が2～3時間忙しい実態を反映しない申請も、労基署が許可



い、夜中は2、3回様子を見に行った。翌朝、泌尿器科がある病院に転院するのを見届けた。午前0時前、急性アル

コール中毒で意識のない若い男性が搬送されてきた。午前2時前に来たのは、ほかで受け入れを9回断られたという熱中症の中年男性だった。朝までに受け入れた救急患者は計26人。男性医師は「夜間の救急では一人として手を抜ける患者はいない」と話す。

合間を縫って、病棟の約300人の入院患者も見回った。2人の末期がん患者をみどり、家族を呼んで説明し、死し診断

応するため医師が待機する「宿直」「日直」の業務内容が軽ければ、特別的に労働時間としてみなさなくてもよくなる。

来年4月から「医師の働き方改革」が始まり、時間外労働が原則年960時間（月80時間相当）に罰則付きで規制されるのを前に、いま多くの病院が宿日直許可を申請している。

地域の病院は人手不足のため、宿日直は主に地元の大病院から派遣される医師が担う。時間外労働の上限は、大病院と派遣先の労働時間を合計した上で適用されるため、大病院は上限を超えない「隠れ宿日直」が存在すると専門家は指摘する。男性医師は訴える。「労基署は病院の実態をよく把握せずに許可したのでないか。長時間労働の医師が患者を治療すれば、事故も起きかねない。働き方改革に逆行している」（枝松佑樹）

▼2面II見て見ぬふり